NISA口座　投資信託定期積立取引取扱規定

第1条（規定の趣旨）

この規定はお客様が三菱UFJｅスマート証券株式会社（以下「当社」といいます。）と契約するNISA口座（つみたて投資枠、及び、成長投資枠）での投資信託の定期積立サービス（以下「NISA口座プレミアム積立®」（投信）といいます。）に関する取り決めです。

第2条（取扱商品）

「NISA口座プレミアム積立®」（投信）において、買付けることができる投資信託は、当社が選定する投資信託（以下「選定投資信託」といいます。）とします。

第3条（買付する投資信託の選定）

(1) お客様は選定投資信託の中から買付を行う投資信託を指定するものとします。（以下お客様が指定され、買付を行う投資信託を「指定投資信託」といいます。）

(2) お客様は指定投資信託を複数選択する事が出来ます。

第4条（申込方法）

(1) お客様が「NISA口座プレミアム積立®」（投信）をご利用されるためには、予め当社の証券口座を開設され且つ、当社でNISA口座を開設されている必要があります。

(2) 「NISA口座プレミアム積立®」（投信）のお申込はインターネットにより行うものとします。また、申込の受付については、当社オンライン・トレード取扱規定に定める注文受付にかかる規定に準じるものといたします。

(3) お客様が「NISA口座プレミアム積立®」（投信）により買付を行う場合は、予め各指定投資信託の目論見書および目論見書補完書面（投資信託）の内容をよくご理解いただく必要があります。お客様は「NISA口座プレミアム積立®」（投信）による買付申込と併せて各指定投資信託の取引約款に基づく申込も同時に行うものとします。

第5条（金銭の払込）

お客様は、「NISA口座プレミアム積立®」（投信）に係る金銭の払込を以下のいずれかの方法で行うものとします。

(1) 当社に開設されている証券口座のお預り金から払込んでいただく方法

(2) 予めお客様にご指定いただいている金融機関の預貯金口座の口座振替（以下「銀行引落」といいます。）により払込んでいただく方法

(3) 預貯金口座のリアルタイム口座振替（以下「スムーズ入金」といいます。）により払込んでいただく方法

(4) 予めお客様にご指定いただいている金融機関の預貯金口座の口座振替（三菱UFJファクター株式会社が提供する“その他金融機関からの口座振替”）により払込んでいただく方法

(5) クレジットカード決済により払込んでいただく方法

(6) 自動引落リトライサービスをお申込済みの場合に限り、銀行引落が（資金不足で）失敗後に再度の引き落としによる方法

(7) Pontaポイントにより払い込んでいただく方法

第6条（指定投資信託の指定）

(1) お客様は、1指定投資信託につき毎月一定の日（以下「指定日」といいます。）に、買付所要額以上1円単位の金額で、指定投資信託ならびに、第5条に定める金銭の払込を行う日を指定できます。

ただし第 5 条 3 項 4 項による金銭の払込の場合に限り、指定日の取り扱いは、当社が定めるものとします。

(2) 当該指定日が当社営業日でない場合、当社は当該指定日の翌営業日をお客様が第 5 条に定める金銭の払込を行う日とします。

(3) お客様が 29 日・30 日・31 日を指定日と指定され、当該指定日が存在しない場合は翌月の第一営業日を指定日として取扱います。

(4) お客様は年 2 回以内で特定月に買付を行う金額を増額することが出来ます。

第 7 条（指定投資信託の買付）

(1) 当社はお客様の指示に従い、毎月指定日の翌営業日（以下「買付日」といいます。）に当該指定投資信託の買付を行うものとします。

(2) 当該指定日の当社が定める時刻までに、第5条に定める金銭の払込がない場合には、当該指定投資信託の買付を行いません。

(3) お客様の指定投資信託が第 12 条の規定に従い選定投資信託から除外された場合、当該指定投資信託の買付を行いません。

(4) 上記にかかわらず、指定投資信託の委託者が買付の申込の受付を中止または取り消した場合は、当該月の買付を行わないものとします。

第 8 条（買付に関する留意事項）

(1) 投資信託の買付に係る金銭を銀行引落しにて払込む場合には、当該金銭は指定投資信託の買付に係る金銭として拘束され、その他の金融商品の買付に係る資金に充当できないものとします。

(2) 第 7 条の条件を満たし発注済となった「NISA口座プレミアム積立®」（投信）の注文を、個別にお取消いただくことは出来ません。「NISA口座プレミアム積立®」（投信）の注文のお取消は、第11条に定める方法により申し込み内容の中止措置をいただく必要があります。

(3) 指定銘柄の買付の際に、NISA口座（つみたて投資枠）での買付を明示し、買付の結果がNISA口座（つみたて投資枠）の非課税管理勘定の範囲となる場合には、NISA口座（つみたて投資枠）での受入となりますが、買付の結果がNISA口座（つみたて投資枠）の非課税管理勘定の範囲を超える場合などは、原則として買付を行いません。

(4) 分配金再投資による買付の際は、買付の結果がNISA口座（つみたて投資枠）の非課税管理勘定の範囲となる場合には、NISA口座（つみたて投資枠）での受入となりますが、買付の結果がNISA口座（つみたて投資枠）の非課税管理勘定の範囲を超える場合は、NISA口座（成長投資枠）での受入となり、NISA口座（成長投資枠）の非課税管理勘定の範囲を超える場合は課税口座での受入となります。18歳未満のNISA口座の場合、分配金再投資による買付の結果がNISA口座（つみたて投資枠）の非課税管理勘定の範囲を超える場合、買付を行わず、金銭にて分配金をお支払いします。また、NISA口座（つみたて投資枠）の対象銘柄がNISA口座（成長投資枠）の対象銘柄ではなく、分配金再投資による買付の結果が非課税管理勘定の範囲を超える場合は課税口座での受入となります。

(5) 指定銘柄の買付の際に、NISA口座（成長投資枠）での買付を明示し、買付の結果がNISA口座（成長投資枠）の非課税管理勘定の範囲となる場合にはNISA口座（成長投資枠）での受入となりますが、買付の結果がNISA口座（成長投資枠）の非課税管理勘定の範囲を超える場合は課税口座での受入となります。

(6) NISA口座（成長投資枠）を利用した積立には「NISA口座プレミアム積立®」（プチ株）と「NISA口座プレミアム積立®」（投信）があり、積立の際に複数の商品を設定している場合には「NISA口座

プレミアム積立®」（プチ株）・「NISA口座プレミアム積立®」（投信）の商品の順にNISA口座（成長投資枠）の非課税管理勘定を使用することとなります。また同一商品の買付が同一約定日となる場合には、申込日が早い順にNISA口座（成長投資枠）の非課税管理勘定を使用することとなります。

(7) 同一日に100ファンドを超えるお申込みはできません。

第 9 条（果実と返還）

指定投資信託の返還については、各指定投資信託の目論見書、目論見書補完書面（投資信託）および取引約款に従うものとします。

指定投資信託の果実は目論見書、目論見書補完書面（投資信託）および取引約款に従い、お客様の口座へ支払いを行います。

第 10 条（取引および残高の通知）

(1) 当社は、「NISA 口座プレミアム積立®」（投信）による取引の明細については取引報告書により約定後遅滞なく通知するとともに、取引残高報告書により残高および再投資後の取引明細を通知します。

(2) 前項に定める取引報告書および取引残高報告書については、書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供することがあります。

第 11 条（申込内容の中止・変更）

お客様はインターネットにより、所定の手続きにしたがって、「NISA 口座プレミアム積立®」（投信）の申込内容の中止・変更を行うことができるものとします。

第 12 条（選定投資信託の除外）

選定投資信託が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該投資信託を選定投資信託から除外する事ができるものとします。なお、この場合、当社はお客様に遅滞なく通知するものとします。

(1) 当該選定投資信託が償還されることとなった場合もしくは償還された場合

(2) 当該選定投資信託の買付口座数が当社の定める口座数以下となった場合

(3) その他当社が必要と認める場合

第 13 条（解約）

「NISA 口座プレミアム積立®」（投信）は次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

(1) お客様が当社所定の手続きにより、「NISA 口座プレミアム積立®」（投信）の解約を申し出た場合

(2) お客様が当社の証券口座を解約された場合

(3) 当社が「NISA 口座プレミアム積立®」（投信）の解約を申し出た場合

(4) 当社が「NISA 口座プレミアム積立®」（投信）を営む事が出来なくなった場合

(5) お客様が当社の NISA 口座を閉鎖された場合

第 14 条（規定の変更）

この規定は、法令の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更若しくはその他当社が必要と判断したときには民法第５４８条の４の規定に基づき変更されることがあります。変更を行なう旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

第 15 条（その他）

お客様に対し当社よりなされた「NISA 口座プレミアム積立®」（投信）に関する諸通知が転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到達すべ

き時に到達したものとして取扱うことができるものとします。

（2014 年 1 月）
（2015 年 12 月）
（2020 年 5 月）
（2022 年 6 月）
（2023 年 11 月）
（2024 年 4 月）
（2024 年 10 月）
（2025 年 1 月）
（2025 年 2 月）
（2026 年 12 月）